一三―一―四　人事院規則一三―一（不利益処分についての不服申立て）の一部を改正する人事院規則　二六　265　五六

九―三〇―八八　人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則　三〇　二

○公正取引委員会

八　公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する規則　二　二

○国家公安委員会

一八　不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則　四　二

一九　犯罪捜査規範の一部を改正する規則　四　二

二〇　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則　一三　257　一九

二一　国家公安委員会個人情報管理規則の一部を改正する規則　二四　二

告示

○内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省

一　事業主行動計画策定指針　二〇　262　二

○内閣府

三八四―国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件　五　一

三八九　災害対策基本法の規定に基づき設置した平成二十六年（二千十四年）御嶽山噴火非常災害対策本部を廃止した件　九　特29　一

三九〇　内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　一一　254　三八

三九一―四二〇―地域再生計画を認定した件　二七　267　一六

四二一―四二三―地域再生計画の変更を認定した件　二七　267　一九

○内閣府、財務省

八　沖縄振興開発金融公庫法施行規則第二条第二号の規定による災害を指定する件　三〇　二

○内閣府、文部科学省

一　文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件　一二　二

○国家公安委員会

三七　原動機を用いる身体障害者用の車いすの型式認定番号を指定した件　五　二

三八　駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件　五　二

三九　普通自転車の型式認定番号を指定した件　五　二

四〇　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示　一三　257　四四

四一　国家公安委員会が所管する事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　一七　259　一

四二　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件　二〇　262　一九

四三　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件　二〇　262　一九

四四　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件　二〇　262　二〇

○金融庁

七六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二　二

七七　保険業法第二百九条の規定による届出に関する件　一六　一

七八　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件　二六　265　五八

○財務省

四　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　二　二

○金融庁、法務省、経済産業省、財務省、

七　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二六　265　六六

四　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　二六　265　六八

○金融庁、厚生労働省

七　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件　二六　265　六九

○金融庁、農林水産省

一　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を定める件の一部を改正する件　一〇　一

○消費者庁

四　適格消費者団体を公示する件　一三　二

○復興庁

四三　復興庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針　二六　266　九